

公園等占用料の改定について

1 概要

占用料については、3年に1度行われている固定資産税評価の評価替えに合わせ、その翌年度に占用料の改定を行っている。この度、令和6年の評価替えを踏まえ、令和7年4月に占用料の改定を行う。

2 文京区立公園条例新旧対照表

(1) 別表第一（第十三条関係）

公園の占用料

_____は改正部分を示す。

種 別	単 位	金 額			
		新	旧		
電柱、標識	1本 1月	2,455円	2,278円		
水道管、下水道管、ガス管、電線	1メートル 1月	1,091円	1,012円		
鉄塔	1平方メートル 1月	1,819円	1,688円		
変圧塔、マンホール類	1箇所 1月	1,819円	1,688円		
郵便差出箱、信書便差出箱	1箇所 1月	727円	674円		
公衆電話所	1箇所 1月	1,819円	1,688円		
地下の占用物件	1平方メートル 1月	地上露出部分	1,245円	地上露出部分	1,038円
		地下部分	545円	地下部分	506円
高架の占用物件	1平方メートル 1月	909円	796円		
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル 1月	1,420円	1,184円		
写真撮影のための常時占用	撮影機1台 1月	14,400円	13,248円		
写真撮影のための臨時的な占用	1回（1時間以内）	2,550円	2,346円		
ロケーション	1回（1時間以内）	22,500円	20,700円		
少年野球、ゲートボール	2時間	3,300円	3,300円		
その他の占用	1平方メートル 1日	60円	55円		

※ 少年野球、ゲートボールについては、青少年の健全育成等に寄与するため据置く。

(2) 別表第三（第三十一条、第三十四条関係）

_____は改正部分を示す。

種 別	単 位	金 額	
		新	旧
写真撮影のための臨時的な占用	1回（1時間以内）	2,550円	2,346円
ロケーション	1回（1時間以内）	22,500円	20,700円
その他の物件を設けない占用	1平方メートル 1日	60円	55円

3 文京区立本郷給水所公苑条例新旧対照表

別表（第八条関係）

公苑の占用料

_____は改正部分を示す。

種 別	単 位	金 額	
		新	旧
公衆電話所	1箇所 1月	1,819円	1,688円
写真撮影のための臨時的な占用	1回（1時間以内）	2,550円	2,346円
ロケーション	1回（1時間以内）	22,500円	20,700円
その他の占用	1平方メートル 1日	60円	55円